

<2023 年度事業の基本方針>

昨年度から続いている世界的な食料不足やエネルギー問題は改善の見通しが立たず、今後も食料品や燃料代などの価格高騰が懸念されています。また、ウクライナ情勢の長期化も含めて、国は 5 年間で約 43 兆円の防衛費増加を国は計画しています。このことで、今後、社会保障費への影響も含めた日常生活への影響が懸念されています。新型コロナウイルスの感染が落ち着きを見せている一方で、日本社会はまだまだ不安定な様相を見せているのが現状です。

その中で、今後は介護保険制度や障害者総合支援法など移動困難者に関連する福祉関連諸制度の改正が予定されています。自家用有償旅客運送についても、交通のあり方を含めた国レベルでの協議が進んでいきます。全国移動ネットとしては、社会情勢を注視しつつ、移動困難者のニーズの増加や多様化に対応できるような国への提言活動や地方行政と連携した支援活動を推進していきます。そのような視点を踏まえ、2023 年度は以下の 3 点を重点方針とします。

1. 国や行政への提言活動をさらに推進します。国の制度改正が交通・福祉の両面で進む中、地域特性に配慮した移動困難者の支援や住民同士の助け合いを意識した移動サービスのあり方を追求し、発信していきます。
2. 自治体で実施されている障がい児の通学支援施策について、当事者団体と連携して全国的な浸透をめざすとともに、障がい者の通勤支援のあり方についても研究します。
3. 会員登録・組織強化を図り、情報発信力とともに情報収集力の向上をめざします。会員の属性を見直し、参加のしやすい会員組織として再編成をします。

以上

4つの事業を重点項目とし、他の事業も前年度と同様に継続する。「実施体制」は下の通り。

「プロジェクト」：独立してリーダー＋事務局を置く。メンバーは理事のほか会員・関係者を含む。

「担当理事」：理事会の方針に沿って、担当理事が起案・実施し、事務局が実務を補助する。

「講師」：会員・関係団体等からの要請に応じて、理事や登録講師を派遣する。

「事務局」：事務局が企画し実施する。

定款上の分類	主な事業内容	実施体制
1、情報・相談 (4、情報化含む)	(1) 【重点3】 会員登録・組織強化を図り、情報発信力とともに情報収集力の向上をめざす	事務局・全理事
	(2) 移動サービスに関する相談対応	事務局
2、立上げ運営 支援	(1) 移動支援の立ち上げや、立ち上げ支援を検討している地域への講師・アドバイザー派遣	担当理事
	(2) 団体の立ち上げ・運営に役立つツールの提供。登録不要の移動支援の担い手育成に活用できるテキストの作成	テキスト作成はプロジェクト
3、ネットワーク構築	自家用有償旅客運送および登録不要の活動推進に向けた地域ごとのネットワーク活動の支援	全理事（各地）
5、研修	(1) 運転者講習の開催	担当理事、講師
	(2) 安全なサービス提供に役立つツール等の企画	担当理事
6、調査研究	※【重点2】に含む	
7、政策提言	【重点1】 地域特性に配慮した移動困難者の支援や住民同士の助け合いを意識した移動サービスのあり方の追求・発信	全理事
	【重点2】 自治体で実施されている障がい児の通学支援の浸透をめざすとともに、障がい者の通勤支援のあり方を研究する	プロジェクト (担当理事)
	委員・アドバイザーの派遣、主催共催行事の開催	事務局・担当理事
8、出版	(1) 移動サービス情報誌「モヴェーレ」発行	プロジェクト
	(2) 販売書籍の制作、発行済み書籍の頒布・改訂講習用教材となる動画の制作	担当理事
9、被災地支援	ももくり送迎基金を通じた被災地の移動困難者支援	担当理事
組織運営	総会、理事会、企画委員会の開催、事務局運営、 【重点3】 会員登録・組織強化	全理事

< 1 > 2023 年度事業計画（重点項目のみ）

1. 国や行政への提言活動をさらに推進します。国の制度改正が交通・福祉の両面で進む中、地域特性に配慮した移動困難者への支援や住民同士の助け合いを意識した移動サービスのあり方を追求し、発信していきます。

- 国土交通省が設置・開催している「ラストワンマイル・モビリティ／自動車 DX・GX に関する検討会」を通じて、タクシーや自家用有償旅客運送の規制緩和や、許可・登録不要の移動支援についての解釈の明確化をめざす。将来的にはマイカー運転の自由度に近いモビリティサービスが実現することが望ましいが、実現には時間がかかる。また、一人ひとりのニーズに寄り添って住民が自ら生み出す移動サービスは、「地域づくり」や「地域共生社会づくり」の観点から大変重要である。同検討会のほか、主催・共催行事、関係機関等が主宰する調査事業等を通じて、住民主体の移動サービスの立ち上げ・運営にどのような制度や推進策が必要かを検討し、関係者との共有化に努める。
- 福祉有償運送に対する行政の支援策は、自治体によって様々であることが2022年度の事例収集によって分かった。各自治体が、地元にあった方策を選べるよう、先行地域の情報を深掘りし、発信する。
- 今年度は第9期介護保険事業計画の策定期である。高齢者を対象とした移動支援の取組の支援策が構築されるよう、自治体へのはたらきかけに向けて情報の共有化を図る。

2. 自治体で実施されている障がい児の通学支援施策について、当事者団体と連携して全国的な浸透をめざすとともに、障がい者の通勤支援のあり方についても研究します。

- 2022 年度にまとめた報告書等は障がい当事者や家族が通学に困っている状況を受け、活用できる制度や手法を見出すことを目的としてまとめたものだが、当事者からこれを求める声が届かないと各市町村の運用緩和は実現しにくい。障がい当事者の団体と、通学問題に対する課題意識を共有し、改めてニーズの把握や活用可能性について協議し、発信方法を検討する。
- 障がい者の通勤支援についても、障害福祉サービス（訪問系サービス）では、通勤、営業活動等の経済活動に対する支援は対象外となっており、障がい者雇用促進法に基づく雇用助成金も支給期限があるなど課題が多い。通勤手段にも着目した施策として、「重度障害者等就労支援特別事業」と「重度訪問介護サ

ービス利用者等通勤介助助成金」を活用して通勤支援を行っている自治体に対して、アンケートや聞き取り調査を通じて実態を把握する。その結果を、事例集作成やオンライン勉強会を開催し、関心のある自治体や相談支援専門員等に情報提供する。

3. 会員登録・組織強化を図り、情報発信力とともに情報収集力の向上をめざします。会員の属性を見直し、参加のしやすい会員組織として再編成をします。

- 全国移動ネットの取組を多くの会員や関連団体が把握できるよう、ホームページをリニューアルし、アーカイブを整備する。必要な情報をスムーズに入手できるよう、メールマガジンで掲載情報を紹介する。また、オンラインで会員間の情報交換を促進する機会を作る。それらを実施するために、インターネット環境（レンタルサーバーの脆弱な点など）を改善する。
- 定款を変更し、議決権を持たない情報を受け取る会員区分を新設する。全国移動ネットの情報が届いていない人・組織に情報を届け、活動に役立ててもらうため、気軽に加入できる新しい会員区分ができたことを発信し、広く入会案内を配布する。

< 2 > 重点項目以外の事業計画

前ページに掲げた重点項目のほか、定款に基づいて以下の通り取り組みます。

定款上の分類	取り組み課題	2023 年度実施計画
1、相談対応および情報提供 (4、情報化含む)	(1)HP、ニュース等による情報配信	<ul style="list-style-type: none"> ・メールによるお知らせを会員関係者や市町村の高齢福祉部局向けに、平均月 2 回配信する。会員と市町村等に配信する情報の差別化を図る(会員専用ページの作成等) ・facebook のページへの投稿によって、主要な事業の様子を広く知らせる。
	(2)移動サービスに関する相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が中心になり、立ち上げ運営、利用、従事などを希望する相談に応え、可能な限り適切な支援者につなぐ。 ・事務局及び理事関係者による、相談対応共有ミーティングを 8 回開催する。事務局に寄せられる相談のうち、立ち上げ相談は、地元の理事が対応する体制づくりを模索する。
2、立ち上げ運営支援	(1)移動サービスの立ち上げ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援の立ち上げや立ち上げ支援を検討している地域からの支援要請に応じて、理事・事務局長を講師として派遣する。継続的な支援の要請についてはアドバイザー派遣として複数人で関わる体制づくりを検討する。 ・他分野の中間支援組織と連携し、移動支援の立ち上げを検討している地域とつながり、必要な支援を提供する。
	(2)団体の運営に役立つツールの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「許可・登録を要しない輸送」について、担い手育成の講習や立ち上げ勉強会に活用できるテキストを作成する。 ・会員間の車両等の譲渡仲介。 ・移動サービス団体向けの保険商品の検討と情報提供。
構築 3、ネットワーク	自家用有償旅客運送および登録不要の活動等の地域でのネットワーク活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県や地方ごとの交流行事や研修会開催に対し、正副理事長及び在京理事、事務局長等を派遣する。地元理事が中心となって企画する行事を共催し、会員や福祉有償運送団体、社会福祉協議会や自治体の職員等の参加を促すことで、幅広いネットワーク形成をめざす。
催支援 5、研修開催及び開	(1)次世代の人材育成とそのため研修	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送運転者講習(セダン等運転者講習含む)を2か月ごとに定期開催する(世田谷、立川にて)。世田谷会場は、オンラインとのハイブリッド開催を模索する。 ・国土交通大臣認定講習、施設送迎運転者講習、福祉有償運送の現任者講習等の任意講習について、依頼に応じて出張講習を行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ホンダと検討した施設送迎運転者講習のプログラム及びテキストを、重点項目であるテキストに統合する形で盛り込む。
	(2)安全なサービス提供に役立つ講習等の企画	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送等に従事し地域に貢献している運転者に、「地域貢献ドライバー」バッジを注文に応じて販売・授与し、人材の維持・確保に役立てる。
7、 政策提言	法制度の課題解決に向けたはたらきかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省に対し、住民主体の移動支援が広がるようはたらきかける(地域づくり加速化事業や老健事業等の委員やアドバイザーとして、理事・事務局長を派遣する等)。 ・主催行事や関係団体との共催行事などを通じて、広く住民主体の移動支援に関する課題提起や情報の共有化を図る(全国社会福祉協議会主催「生活支援フォーラム」、総会記念シンポジウム、函館での研修会等)。
8、 会報・出版物発行	(1)移動サービス情報誌モヴェーレ発行	<ul style="list-style-type: none"> ・モヴェーレ 38号,39号を制作する。新しい執筆担当者の定着を図るとともに、常設コーナーは寄稿を増やす。 ・バックナンバーの全頁をホームページに掲載することを検討する。
	(2)販売書籍の制作、発行済み書籍の頒布	<ul style="list-style-type: none"> ・「移動サービス 認定 運転者講習テキスト」の改訂と増刷 ・講習用教材として動画を制作する(2科目×各5分程度) ・取り扱い書籍全般の広報・販売。
支援 9、 災害	ももくり送迎基金への運営委員派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合、ももくり送迎基金を通じて被災地での移動困難者支援を行う。 ・基金の運営委員として移動ネット理事等が参画する。

その他：関係団体との連携および委員等の派遣（予定）

<ul style="list-style-type: none"> ・北海道「北海道生活支援・介護予防充実強化事業」（アドバイザー派遣） ・岩手県「地域包括ケアシステム構築促進アドバイザー派遣事業」（アドバイザー派遣） ・新潟県「新潟県生活支援体制整備アドバイザー派遣モデル事業」（アドバイザー派遣） ・山梨県「生活支援体制整備アドバイザー派遣支援事業」（アドバイザー派遣） ・長野県「移動サービス後方支援体制整備事業」（委託事業＋アドバイザー派遣） ・静岡県「移動サービス後方支援体制整備事業」（委託事業＋アドバイザー派遣） ・大分県「移動支援等の課題解決に向けたスーパーバイザー派遣」（委託事業） ・奈良県「奈良県での移動支援に係る市町村へのアドバイザー支援」（アドバイザー派遣） ・高知県「高知県地域公共交通支援アドバイザー」（アドバイザー派遣） ・長野市地域包括ケア推進課「地域たすけあい事業」（アドバイザー派遣） ・三菱UFJリサーチ&コンサルティングによる老健事業（アドバイザー派遣）

- ・一般社団法人 全国食支援活動協力会（運営委員）
- ・特定非営利活動法人 日本 NPO センター（評議員）
- ・くらしの足をみんなで考える全国フォーラム 2023（実行委員）
- ・「広がれボランティアの輪」連絡会議（加盟団体）
- ・特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会（加盟団体）
- ・新地域支援構想会議（構成団体）
- ・福祉有償運送運営協議会：市川市、さいたま市（委員派遣）

< 3 > 組織関連の活動計画

大項目	活動方法	内容、等
総会・理事会開催等	<ul style="list-style-type: none"> ・通常総会 1 回、通常理事会 5 回の開催 ・理事や理事候補者の発掘・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 17 回通常総会：6 月 10 日（東京） ・理事会：2023 年 7 月 1 日（理事長、副理事長選任）、2023 年 10 月 29 日（函館）、2024 年 2～3 月（東京／総括と方針）、2024 年 5 月（東京／総会議案承認）、2024 年 6 月（東京／総会同日）の合計 5 回を開催予定。 ・理事会は Zoom やメーリングリストを活用して日常的な情報共有及び意思決定を行う。
事務局活動	<ul style="list-style-type: none"> ①日替わりの勤務体制 ②事業推進や組織運営の実務を理事と連携し担当 ③事務局会議 ④COS ちとふなの入居団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長および事務局員 4 名のうち、2～3 名が事務所で勤務する。事業の一部補助を委託契約の職員が担当。 事務全般：鈴木貴子（月 17 日）、菊池美雪（月 13 日） 会 計：下出敦子（月 8 日）、ホームページ・PC 関連：大森ひろみ（月 2 日）、事務局長：伊藤みどり（月 21 日）週 1 日は医療経済研究機構にて勤務。
企画委員会	役員を核とし、参加できる理事、関係者の参加を得て月 1 回の定例開催（総会理事会開催月を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の情報共有化を通して、組織方針に沿った円滑な事業実施を図る。理事会が組織方針を出すための素案、課題を協議し理事会に提起する。理事会議決事項以外の軽微な事項を協議し、理事長判断で決定・遂行する。 ・地方理事の WEB 会議参加を促進するため、Zoom ミーティングの活用をサポートを行うほか、環境整備を進める。
会員拡大に向けた広報活動	自家用有償旅客運送団体や登録不要の移動支援の活動団体への勧誘	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな会員区分を設定する。加入しやすい条件を整え、未加入の自家用有償旅客運送団体や、登録不要の移動支援の団体向けに入会の案内を送る。